

令和 5 年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 5 年 6 月 1 日

も く じ

| | | |
|--------|---|-----|
| 報告第 3号 | 道路上にて発生した事故に係る専決処分の報告について----- | 1 |
| 報告第 4号 | 交通事故に係る専決処分の報告について----- | 4 |
| 報告第 5号 | 大東市立小学校で発生した事故に係る専決処分の報告につ いて----- | 5 |
| 報告第 6号 | 令和4年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて----- | 7 |
| 報告第 7号 | 令和4年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関 する計画の報告について----- | 1 1 |
| 議案第34号 | 令和5年度大東市一般会計補正予算（第2次）について----- | 別冊 |
| 議案第35号 | 大東市教育委員会委員の任命について----- | 1 4 |
| 議案第36号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について----- | 1 5 |
| 議案第37号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について----- | 1 6 |
| 議案第38号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について----- | 1 7 |
| 議案第39号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 1 8 |
| 議案第40号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 1 9 |
| 議案第41号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 2 0 |
| 議案第42号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 2 1 |
| 議案第43号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 2 2 |
| 議案第44号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 2 3 |
| 議案第45号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 2 4 |
| 議案第46号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 2 5 |
| 議案第47号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 2 6 |
| 議案第48号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 2 7 |
| 議案第49号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 2 8 |
| 議案第50号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 2 9 |
| 議案第51号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 3 0 |
| 議案第52号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 3 1 |
| 議案第53号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 3 2 |

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第54号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 33 |
| 議案第55号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 34 |
| 議案第56号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 35 |
| 議案第57号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 36 |
| 議案第58号 | 大東市農業委員会委員の任命について----- | 37 |
| 議案第59号 | 市道路線の認定について----- | 38 |
| 議案第60号 | 大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を 改正する条例について----- | 39 |
| 議案第61号 | 大東市市税条例の一部を改正する条例について----- | 41 |
| 議案第62号 | 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について----- | 45 |
| 議案第63号 | 大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について----- | 48 |
| 議案第64号 | 大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について----- | 51 |

報告第3号

道路上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

道路上にて発生した事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

<専決処分そのI>

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和5年2月9日 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金144,331円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和5年1月11日大東市野崎四丁目6番20号先の路上において、相手方自動車は南から北へ走行していたところ、本市が管理する消火栓の蓋が開いていたため、その箇所を通過する際に当該蓋と車両下部が接触し、相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

<専決処分そのⅡ>

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和5年2月9日 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金123,035円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和5年1月11日大東市野崎四丁目6番20号先の路上において、相手方自動車は南から北へ走行していたところ、本市が管理する消火栓の蓋が開いていたため、その箇所を通過する際に当該蓋と車両下部が接触し、相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

<専決処分そのⅢ>

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和5年2月24日 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (親権者)母 ■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金40,533円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和5年1月11日大東市野崎四丁目6番20号先の路上において、相手方が乗車する自動車が南から北へ走行していたところ、本市が管理する消火栓の蓋が開いていたため、その箇所を通過する際に当該蓋と車両下部が接触したことによる衝撃により、相手方が頸椎を捻挫したので、これに対する損害を賠償するため。 |

<専決処分そのⅣ>

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和5年3月24日 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金259,776円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和5年1月11日大東市野崎四丁目6番20号先の路上に |

において、相手方自動車は南から北へ走行していたところ、本市が管理する消火栓の蓋が開いていたため、その箇所を通過する際に当該蓋と車両下部が接触し、相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。

報告第4号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和5年3月16日 |
| 2 損害賠償の相手方 | 大東市津の辺町4番11号 社会福祉法人楠会みのりこども園 園長 乾 祥 政 |
| 3 損害賠償の額 | 金141,350円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和5年2月14日大東市津の辺町4番11号の社会福祉法人楠会みのりこども園敷地内において、本市自動車（スポーツ振興課）が駐車するために後退したところ、当該敷地内に相手方が設置した車止めのポールに接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第5号

大東市立小学校で発生した事故に係る専決処分の報告について

大東市立小学校で発生した事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和5年4月7日 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (親権者) 父 ■■■■■■■■■■ 母 ■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金765,934円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和元年6月17日大東市立四条小学校の体育館内における体育の授業中の活動において、相手方が転倒し、顔面を床に打ち付け、上前歯1本が損傷したので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第6号

令和4年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

令和4年度大東市一般会計

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 |
|-----|-------|----------------|---------------|---------------|
| 総務費 | 総務管理費 | 公民連携総合調整事業 | 6,837,000 | 6,837,000 |
| 民生費 | 老人福祉費 | 地域密着型サービス整備事業 | 4,901,000 | 4,901,000 |
| 民生費 | 児童福祉費 | 保育施設運営補助経費 | 1,800,000 | 1,800,000 |
| 民生費 | 児童福祉費 | 公立保育所等運営経費 | 180,000 | 180,000 |
| 民生費 | 児童福祉費 | 子ども発達支援センター経費 | 540,000 | 540,000 |
| 土木費 | 都市計画費 | 深野北谷川線新設事業 | 100,930,000 | 38,963,000 |
| 土木費 | 都市計画費 | 野崎駅・四条畷駅周辺整備事業 | 428,782,000 | 426,972,000 |
| 土木費 | 河川費 | 都市浸水対策経費 | 9,833,000 | 9,833,000 |
| 土木費 | 河川費 | 都市浸水対策事業 | 17,084,000 | 13,060,000 |
| 教育費 | 小学校費 | 小学校管理経費（教育政策） | 16,200,000 | 16,200,000 |
| 教育費 | 小学校費 | 小学校維持管理・保健経費 | 304,936,000 | 304,936,000 |
| 教育費 | 中学校費 | 中学校管理経費（教育政策） | 9,900,000 | 9,900,000 |
| 教育費 | 中学校費 | 中学校維持管理・保健経費 | 440,549,000 | 440,549,000 |
| 教育費 | 幼稚園費 | 幼稚園経費（子ども） | 180,000 | 180,000 |
| 合 計 | | | 1,342,652,000 | 1,274,851,000 |

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

| 左の財源内訳 | | | | | |
|--------|-------------|---------|-------------|-------------|-----------|
| 既 収 入 | 未収入特定財源 | | | | 一般財源 |
| | 特定財源 | 国庫支出金 | 府支出金 | 地方債 | |
| | | | | 6,837,000 | |
| | 4,901,000 | | | | |
| | 1,800,000 | | | | |
| | 180,000 | | | | |
| | 540,000 | | | | |
| | 8,925,000 | | 27,100,000 | 2,938,000 | |
| | 144,977,000 | | 217,800,000 | 64,195,000 | |
| | | | | | 9,833,000 |
| | | | | 13,060,000 | |
| | 8,100,000 | | | 8,100,000 | |
| | 31,939,000 | | 272,800,000 | 197,000 | |
| | 4,950,000 | | | 4,950,000 | |
| | 65,537,000 | | 374,800,000 | 212,000 | |
| | | 180,000 | | | |
| 0 | 271,849,000 | 180,000 | 892,500,000 | 100,489,000 | 9,833,000 |

報告第7号

令和4年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告
について

令和4年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公
営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、上下水道事業管理
者から報告があったため、同項の規定により次のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予 算 計上額 | 支払義務 発生額 | 翌年度 繰越額 |
|--------------|--------------|------------|------------|-------------|------------|
| | | | 円 | 円 | 円 |
| 1 資本的 支 出 | 1 建 設 改良費 | 設 備 改良費 | 31,666,800 | 0 | 26,996,200 |
| 計 | | | 31,666,800 | 0 | 26,996,200 |

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予 算 計上額 | 支払義務 発生額 | 翌年度 繰越額 |
|---------------|--------------|-----|------------|-------------|------------|
| | | | 円 | 円 | 円 |
| 1 水道事業 費 用 | 1 営 業 費 用 | 配水費 | 370,700 | 0 | 340,000 |
| 計 | | | 370,700 | 0 | 340,000 |

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

事業会計予算繰越計算書

| 左の財源内訳 | 不 用 額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説 明 |
|------------|-----------|----------------------------|--|
| 損益勘定留保資金 | | | |
| 円 | 円 | 円 | |
| 26,996,200 | 4,670,600 | 0 | 東部及び東部第二配水場 I T V 設備更新工事について、半導体の供給不足によりカメラ機器等の部品の調達に時間を要し、令和4年度中の完了が困難になったため。 |
| 26,996,200 | 4,670,600 | 0 | |

| 左の財源内訳 | 不 用 額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説 明 |
|----------|--------|----------------------------|---|
| 損益勘定留保資金 | | | |
| 円 | 円 | 円 | |
| 340,000 | 30,700 | 0 | 東部配水場1号ポンプ整備工事について、ポンプ部品の材料調達に時間を要し、令和4年度中の完了が困難になったため。 |
| 340,000 | 30,700 | 0 | |

議案第35号

大東市教育委員会委員の任命について

大東市教育委員会委員 中野 健一郎氏の任期が、令和5年6月30日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 中 野 健 一 郎
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
令和 3年 4月 ～ 現在 大東市教育委員会委員

議案第36号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 松井 明博氏の任期が、令和5年12月31日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 松 井 明 博 |
| 生年月日 | ████████████████████ |

公 職 歴
平成29年10月 ～ 現在 人権擁護委員

議案第37号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 北田 好美氏の任期が、令和5年12月31日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 北 田 好 美
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
昭和54年 4月 ～ 平成31年 3月 大東市奉職
令和 3年 1月 ～ 現在 人権擁護委員

議案第39号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 杉 本 美 雪 |
| 生年月日 | ████████████████ |

| | |
|---------------|---------|
| 公 職 歴 | |
| 令和 2年 5月 ~ 現在 | 大東市議会議員 |

議案第40号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 高 木 正 |
| 生年月日 | ████████████████ |

議案第41号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 吉川 正芳氏の任期が、令和5年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 吉 川 正 芳
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
平成29年 7月 ～ 現在 大東市農業委員会委員

議案第45号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 和 田 義 己 |
| 生年月日 | ████████████████ |

議案第46号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 辻本 壽一氏の任期が、令和5年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 辻 本 壽 一
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
令和 2年 7月 ～ 現在 大東市農業委員会委員

議案第47号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 木村 晴男氏の任期が、令和5年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 木 村 晴 男 |
| 生年月日 | ████████████████████ |

| 公 職 歴 | | |
|-------|----|-----------------|
| 平成 3年 | 1月 | ～ 現在 保護司 |
| 平成23年 | 7月 | ～ 現在 大東市農業委員会委員 |

議案第49号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 大面 寛治氏の任期が、令和5年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|--|
| 住 所 | ██ |
| 氏 名 | 大 面 寛 治 |
| 生年月日 | ██ |

| | |
|---------------|------------|
| 公 職 歴 | |
| 平成26年 7月 ~ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第51号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 北田 敏雄氏の任期が、令和5年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 北 田 敏 雄 |
| 生年月日 | ████████████████████ |

| | |
|---------------|------------|
| 公 職 歴 | |
| 平成29年 7月 ~ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第52号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 北村 允氏の任期が、令和5年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 北 村 允 |
| 生年月日 | ████████████████ |

| 公 職 歴 | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 昭和44年 4月 | 大東市奉職 |
| 平成15年 4月 ～ 平成17年 3月 | 選挙管理委員会事務局長 公平委員会事務局長 監査委員事務局長 |
| 平成17年 4月 ～ 平成19年 3月 | 教育委員会事務局生涯学習部長 |
| 令和 2年 7月 ～ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第53号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 小 面 繁 保 |
| 生年月日 | ████████████████ |

議案第54号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 生駒 平三氏の任期が、令和5年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 生 駒 平 三 |
| 生年月日 | ████████████████ |

| 公 職 歴 | | | |
|-------|----|------|------------|
| 平成19年 | 9月 | ～ 現在 | 保護司 |
| 平成29年 | 7月 | ～ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第57号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員 小林 良一氏の任期が、令和5年7月19日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 小 林 良 一 |
| 生年月日 | ████████████████ |

| | |
|---------------|------------|
| 公 職 歴 | |
| 平成26年 7月 ～ 現在 | 大東市農業委員会委員 |

議案第59号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- | | |
|--------------|---|
| 1 平野屋一丁目13号線 | (起点) 大東市平野屋一丁目297番12先 (終点) 大東市平野屋一丁目297番9先 |
| 2 御領一丁目11号線 | (起点) 大東市御領一丁目220番2先 (終点) 大東市御領一丁目220番11先 |

理 由

本市へ無償寄附された道路を市道として認定するため。

議案第60号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

非常勤の消防団員の定員を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「405名」を「390名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

大東市市税条例の一部を改正する条例について

大東市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等の一部が施行されることに
伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「よって」を「より」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び府民税額」を「、個人の府民税額及び森林環境税額」に、「よって」を「より」に改める。

第44条第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「よって」を「より」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「よって」を「より」に改める。

第47条第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、同条第2項中「よって」を「より」に改める。

第47条の6第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の4の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を

除く。) 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の4の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大東市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき大東市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の4の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第62号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号」を「特定教育・保育施設の同号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号」を「特定教育・保育施設の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項

第2号」を「利用している同条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、」同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置）

2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同

項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第64号

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項第11号中「小学校就学前子ども」を「施設の設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）が策定され、当該安全計画に従い、小学校就学前子ども」に改め、同項中第22号を第25号とし、第18号から第21号までを3号ずつ繰り下げ、同項第17号中「記録している」を「記録されている」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 小学校就学前子どもの施設外での活動、取組等のための移動その他の小学校就学前子どもの移動のために自動車が行われているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。

第3条第7項中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に行われていること。

(13) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。

第5条第5項中「第22号」を「第25号」に、「同項第19号」を「同項第22号」に改める。

第6条第5項中「第22号まで」を「第25号まで」に、「同項第19号」を「同項第22号」に、「同項第22号」を「同項第25号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号

5 - 2 1